

発表の流れ

- □ C O P 3 (京都会議)までの流れ
- □京都会議の経過と京都議定書
- □京都メカニズム
- □京都会議以降の動き

COP3までの流れ (年表)

- 1992年 気候変動枠組み条約採択
- 1995年 COP1(ベルリン)ベルリンマンデート
- 1996年 COP2(ジュネーブ)閣僚宣言
- 1997年12月 COP3(京都)

COP3(京都会議)1997年12月1日-11日

- 国立京都国際会館で開催
- 政府代表団約1500人(169国・地域) NGOなどのオブザーバー3500人 が参加
- 本会議、全体委員会、非公式会合を 通じて国際交渉が繰り広げられた。



(京都会議開会式の様子)

京都会議の経過

■ 5日の協議前半を終えての状況

- 1.数値目標の温度差
- 2. 途上国問題
- 3.排出権取引はほぼ合意
- 4.EUバブルに対する批判

特に1と2が合意に向けて最大の課題となった

京都会議ゴア副大統領演説

12月8日



議定書の合意に向けて柔軟な姿勢を示す

「・・・二酸化炭素の吸収源も勘案、排出権取引、共同実施を削減達成のための手段として提供し、2012年以降は1990年水準より削減する…途上国は発展する権利があり・・・米国代表団は柔軟性を持って対応・・・」

この演説が会議の流れを決定付けた



京都会議 最終日

12月11日

予定の10日になっても合 意に至らずに交渉は難航! 時間との戦い

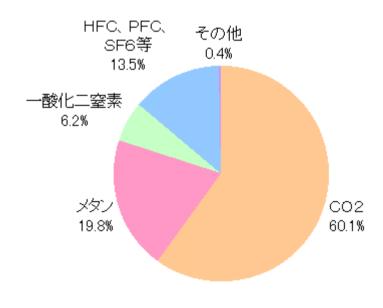


■ 1日延長し、最終的には 12月11日の午前中に採択。

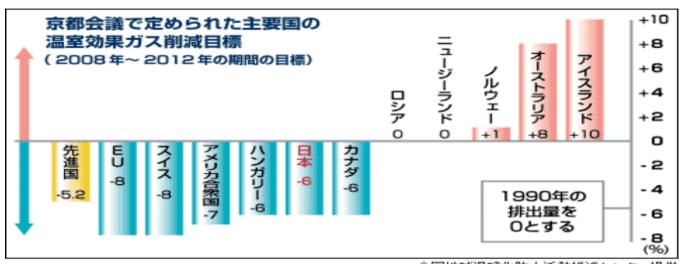
(最後の全体委員会終了後)

- 対象物質6種類
- ·二酸化炭素
- ・メタン
- ·亜酸化窒素
- ・代替フロン3種
- * 数値は1980 90年のGHGガ スに対する寄与度

出典 IPCC



(IPCC第三次評価報告書より作成)



全国地球温暖化防止活動推進センター提供

削減目標(3条1項)

先進国平均で5.2%削減

(基準年1990年 目標は2008-12年の平均)

日本6% アメリカ合衆国7% EU8%(EUバブル) ・・90年以前から省エネ努力をしてきた日本

・・90年以前から省エネ努力をしてきた日本 にとっては厳しい目標。



 シンクの取り扱いについて(3条3項4項) 1990年以降の新規の植林、再植林 及び森林減少による増減を考慮する

- バンキング(次期約束期間への繰越し)認める
- ボローイング(次期約束期間からの借入れ)認めない

- 発効要件(24条)
- 1.55の条約締約国の批准後90日目 に発効
- 2.批准した附属書 国の1990年における CO2排出量が同年の附属書 国CO2排 出量の55%以上。
- ・1,2の達成が必要

- 議定書発効へ向けて 要件1 批准国数55カ国以上 現在110カ国 満たしている!

(附属書 国31カ国、非附属書 国79カ国)

要件2 CO2排出量55%以上 現在43.9% まだ満たしていない! ロシアが批准すれば・・・61.3% アメリカが批准すれば・・・80% 出典:UNFCCC



- 京都メカニズム
- (1)排出権取引(3条10,11項、17条) 各国に割り当てられた排出量の一部を売 買できる取引のこと

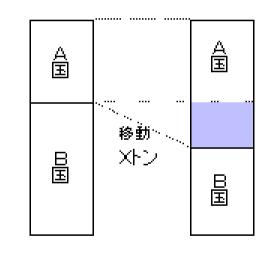
国内対策を補完するものとされている。 (supplemental to domestic action)



排出権取引(ET)~point

先進国間で排出枠を 移転。

先進国全体の総排出 枠は変化しない。



総排出枠は同じ

排出権取引~論点

補完性・・・どこまでが補完的か?

■ 取引主体…」国?企業?

■ 市場支配力

買い手責任?売り手責任?



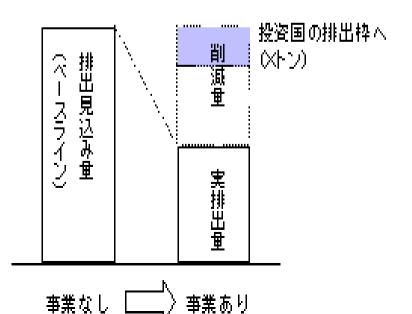


- (2)共同実施(3条1項、6条)2カ国以上の付属書 国が共同でプロジェクトを実施。排出削減量を分けることが出来る
- ・該当両国の承認でプロジェクトが可能
- ・民間企業の参加も可能

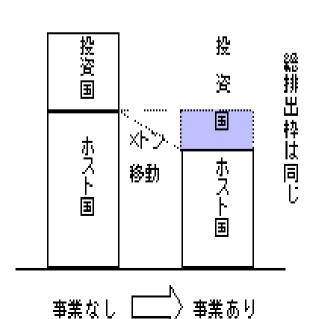
共同実施(JI) ~ point

■ 先進国全体の総排出枠に影響を与えない。

ホスト国の排出枠の変化



投資国・ホスト国間の排出枠の移転



共同実施(JI)~論点

ベースラインの設定

リーケージ

主体は誰?

■ 投資の不確実性(価格が見えない・・・)

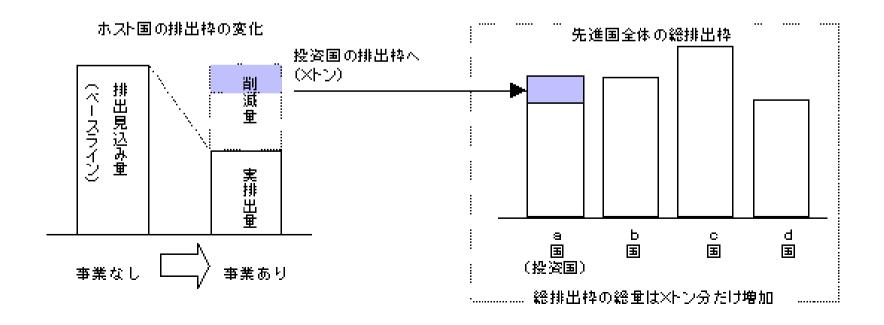


- (3)クリーン開発メカニズム(12条)
- ・先進国・途上国間のプロジェクト 認証排出削減量(CERs)は分け合う
- ・第三者機関(oparational entity)の認証 が必要

先進国···削減量を目標達成のために利用 途上国···施設、技術援助を得られる

クリーン開発メカニズム(CDM)~point

 先進国が途上国(非附属書 国)において実施された 温室効果ガスの排出削減事業から生じた削減分を獲得 することを認める制度。総排出枠は増加。



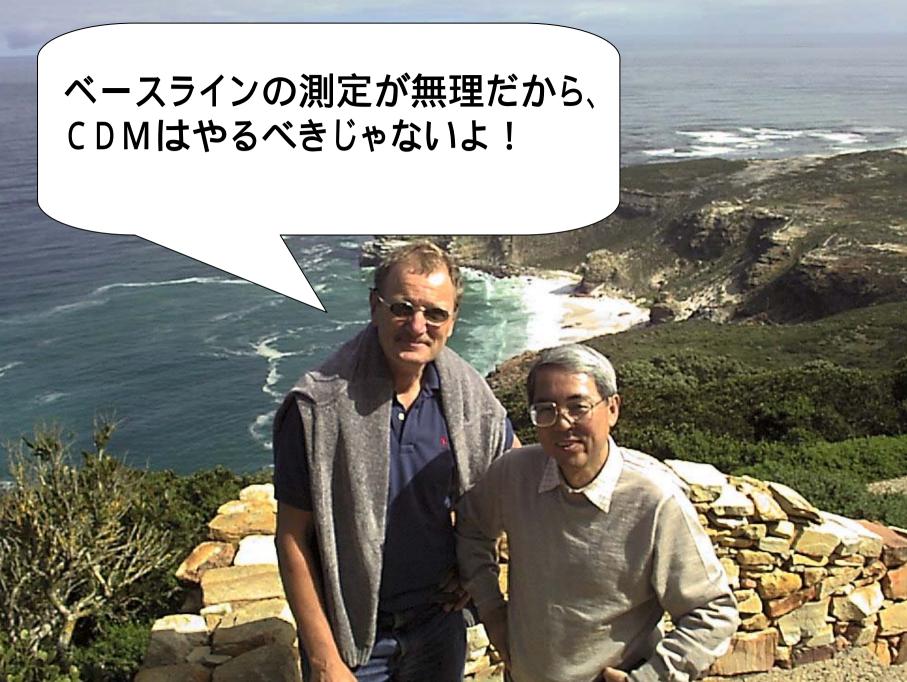


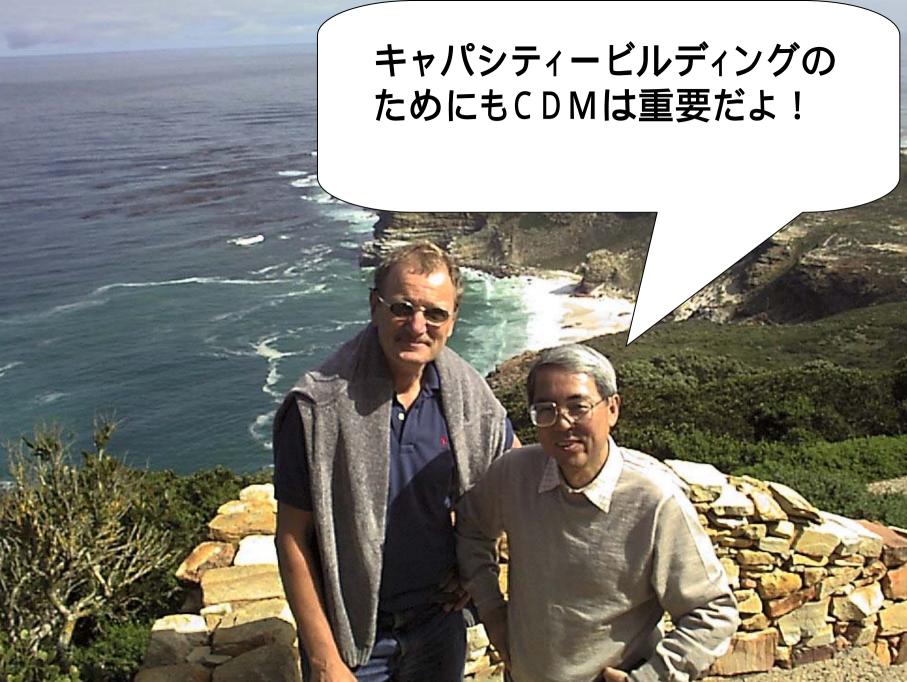
クリーン開発メカニズム(CDM)~論点

■ 資金の追加性(ODAとの関連)

ベースラインの設定

原子力はどう扱う?





COP3以降の主な交渉の流れ

1997.12 COP3(**京都**)

1998.11 COP4(プエノスアイレス)

1999.10 COP5(ボン)

2000.11 COP6(ハーグ)····交渉決裂

2001.3 アメリカ「京都議定書離脱」宣言

2001.7 COP6再開会合(ボン)···ボン合意

2001.11 COP7(マラケシュ)・・・マラケシュ合意

2002.10 COP8(ニューデリー)

COP6(ハーグ)での交渉決裂

♣ 位置づけ

COP3で不確定要素が多かった、 京都メカニズムや吸収源(Sinks)などの 細かいルールを決める

♣ なぜ交渉が決裂したか?

京都メカニズムや吸収源(Sinks) について、 EUと日本・アメリカetc.の意見が対立

COP6再開会合(ボン)

BONN AGREEMENTS (ボン合意)の採択

吸収源(Sinks)について合意 森林管理の吸収分については国ごとに上限を設ける。 CDMシンクの対象活動として新規植林・再植林を認める。

···EUが譲歩(背景:アメリカの議定書離脱

■ 途上国問題について基金を設立することで合意

COP7(マラケシュ)

THE MARRAKESH ACCORDS

(マラケシュ合意)の採択

ボンで合意された事項の国際法文書化

新たに合意された事項

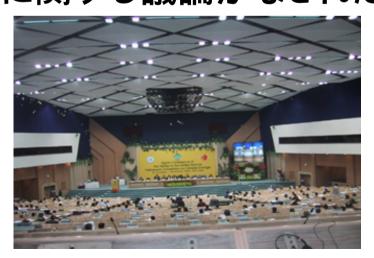
- ·京都議定書の非遵守に関する罰則規定と その法的拘束力の問題
- ・京都メカニズムに関する具体的なルールの策定

COP8(ニューデリー)



先生も参加されました。

マラケシュ合意を受け、京都 メカニズム等を実際に動かすため 最終的に調整しなければならない 部分に関する議論がなされた



COP8会議場